

# 誓約書

慶應義塾大学国際センター所長 殿

私は、2026年度の慶應義塾大学の協定校が主催する短期プログラム（以下、「プログラム」）に参加するにあたり、以下の事項を守ることを誓約いたします。

1. 現地で予定されている全てのプログラムに参加すること。
2. 出入国を含む現地プログラム期間中の事故等への対応のため、日本出発から帰着日まで（プログラム期間および前後に旅行や帰省等で日本を出国する場合はその期間を含む）、慶應義塾大学（以下、本学）国際センターの指定する海外旅行保険および危機管理支援サービスへ加入すること。
3. 個人情報について、国際センター、学生部国際交流支援グループ、所属学部・研究科、本学が指定する保険会社、危機管理支援サービスを提供する会社、関係省庁および在外公館が、事故時の対応、学生および保証人との連絡、プログラムの運営のために共有、利用することに同意すること。
4. 現地プログラム主催大学で取得した成績情報、生活面の情報など個人情報をプログラムの運営のためにまたは学生の安全を守るために本学が現地プログラム主催大学から提供を受けることに同意すること。
5. 現地プログラム参加中は塾生としての品位と矜持を持って行動するとともに、現地プログラム主催大学の規則を守り、学業に精励すること。
6. 現地プログラム主催の国または地域の法令、プログラム主催大学の規則および本学の諸規則を遵守するとともに、現地の社会秩序、公序良俗に反しないこと。
7. 現地プログラム主催の国または地域では自己の責任において危機管理を行うこと。
8. 渡航時や帰国時、プログラム・団体行動を離れる休日（プログラムの設定されていない時間）での活動については自己の責任において行動すること。
9. 現地プログラム期間中および前後の旅行中の自然災害、テロ災害、航空機等交通機関にかかわる事故ならびに前記以外の人為的、不慮不可抗力による事故、あるいは本人の故意または不注意による事故（本人の持病に起因するものを含む）によって生じた結果について、本学およびその関係者に損害賠償その他の責任を負わせないこと。
10. 現地プログラム期間中および前後の旅行中は、原則として自動車およびオートバイの運転はしないこと。
11. 現地プログラム主催大学が所在する国または地域の治安・状況によっては、本学がプログラムの中止・延期または帰国勧告を決定することがあるので、これらの事態等が生じることを理解し、本学の指示に速やかに応じること。
12. 渡航前は体調の自己管理に努めること。健康状態に何らかの異変が生じた場合は渡航前に速やかに本学に申し出ること。
13. 現地プログラム前および現地プログラム期間中に、この誓約書に記載された事項に違反するなどして、本プログラムの参加者として不適格であると現地プログラム主催大学または本学が判断した場合には、両大学は、本プログラムへの参加資格を取り消す権利を有することに同意すること。この取り消しによって発生した費用等は全て自己負担とすること。

20 年 月 日

学部・研究科(学籍番号) \_\_\_\_\_ ( )

氏名 \_\_\_\_\_

学生自署 \_\_\_\_\_

(学生直筆のこと。)

上記に記載された者が、本プログラム参加者となることに同意し上記の誓約事項を守らせることを保証します。

20 年 月 日

保証人自署 \_\_\_\_\_

(保証人直筆のこと。)